



三重県公報

令和5年2月17日（金）

第 388 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
3	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 開 発 課)	2
	公 安 委 規 則		
1	三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	3
	告 示		
81	令和5年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市 町 行 財 政 課)	4
82	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の廃止の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	5
83	証紙の販売所を廃止する旨の届出	(出 納 局)	5
	警 察 本 部 告 示		
2	警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する告示	(警 察 本 部)	6
	公 告		
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	54
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	54
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	(警 察 本 部)	54

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和五年二月十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則
建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
（許可申請に係る添付書類） 第十五条 次の表の（い）欄に掲げる許可を受けようとする者は、当該許可の区分に応じ、省令第十条の四第一項で定める申請書に、それぞれ同表の（ろ）欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 <table><tr><th>（い） 許可の区分</th><th>（ろ） 添付する書類</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>法第五十五条第三項若しくは省令第一条の三第一項に規定第四項、法第五十六条の二第二項する付近見取図、配置図、各一項目ただし書、法第五十七条第一項ただし書、法第五十八條第二項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第三項ただし書又は法第六十条の三第二項ただし書の規定による許可</td><td>法第五十五条第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九條の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第三項ただし書又は法第六十条の三第二項ただし書の規定による許可</td></tr></table> 2 （略） （認定申請に係る添付書類） 第十五条の二 次の表の（い）欄に掲げる認定を受けようとする者は、当該認定の区分に応じ、省令第十条の四の二第一項で定める申請書に、それぞれ同表の（ろ）欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 <table><tr><th>（い） 認定の区分</th><th>（ろ） 添付する書類</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>法第五十二条第六項第三号、法第六十八條の三第一項、第二項若しくは第七項、法第六十八條の四第一項、法第六十八條の五の六又は政令第三十一条の二第二項若しくは第三項の規定による認定</td><td>法第六十八條の三第一項、第二項若しくは第七項、法第六十八條の四第一項、法第六十八條の五の六又は政令第三十一条の二第二項若しくは第三項の規定による認定</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 2 （略）	（い） 許可の区分	（ろ） 添付する書類	（略）	（略）	法第五十五条第三項若しくは省令第一条の三第一項に規定第四項、法第五十六条の二第二項する付近見取図、配置図、各一項目ただし書、法第五十七条第一項ただし書、法第五十八條第二項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第三項ただし書又は法第六十条の三第二項ただし書の規定による許可	法第五十五条第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九條の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第三項ただし書又は法第六十条の三第二項ただし書の規定による許可	（い） 認定の区分	（ろ） 添付する書類	（略）	（略）	法第五十二条第六項第三号、法第六十八條の三第一項、第二項若しくは第七項、法第六十八條の四第一項、法第六十八條の五の六又は政令第三十一条の二第二項若しくは第三項の規定による認定	法第六十八條の三第一項、第二項若しくは第七項、法第六十八條の四第一項、法第六十八條の五の六又は政令第三十一条の二第二項若しくは第三項の規定による認定	（略）	（略）	（許可申請に係る添付書類） 第十五条 次の表の（い）欄に掲げる許可を受けようとする者は、当該許可の区分に応じ、省令第十条の四第一項で定める申請書に、それぞれ同表の（ろ）欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 <table><tr><th>（い） 許可の区分</th><th>（ろ） 添付する書類</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>法第五十五条第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九條の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第三項ただし書又は法第六十条の三第二項ただし書の規定による許可</td><td>法第五十五条第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九條の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第三項ただし書又は法第六十条の三第二項ただし書の規定による許可</td></tr></table> 2 （略） （認定申請に係る添付書類） 第十五条の二 次の表の（い）欄に掲げる認定を受けようとする者は、当該認定の区分に応じ、省令第十条の四の二第一項で定める申請書に、それぞれ同表の（ろ）欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 <table><tr><th>（い） 認定の区分</th><th>（ろ） 添付する書類</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>法第六十八條の三第一項、第二項若しくは第七項、法第六十八條の四第一項、法第六十八條の五の六又は政令第三十一条の二第二項若しくは第三項の規定による認定</td><td>法第六十八條の三第一項、第二項若しくは第七項、法第六十八條の四第一項、法第六十八條の五の六又は政令第三十一条の二第二項若しくは第三項の規定による認定</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 2 （略）	（い） 許可の区分	（ろ） 添付する書類	（略）	（略）	法第五十五条第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九條の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第三項ただし書又は法第六十条の三第二項ただし書の規定による許可	法第五十五条第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九條の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第三項ただし書又は法第六十条の三第二項ただし書の規定による許可	（い） 認定の区分	（ろ） 添付する書類	（略）	（略）	法第六十八條の三第一項、第二項若しくは第七項、法第六十八條の四第一項、法第六十八條の五の六又は政令第三十一条の二第二項若しくは第三項の規定による認定	法第六十八條の三第一項、第二項若しくは第七項、法第六十八條の四第一項、法第六十八條の五の六又は政令第三十一条の二第二項若しくは第三項の規定による認定	（略）	（略）
（い） 許可の区分	（ろ） 添付する書類																												
（略）	（略）																												
法第五十五条第三項若しくは省令第一条の三第一項に規定第四項、法第五十六条の二第二項する付近見取図、配置図、各一項目ただし書、法第五十七条第一項ただし書、法第五十八條第二項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第三項ただし書又は法第六十条の三第二項ただし書の規定による許可	法第五十五条第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九條の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第三項ただし書又は法第六十条の三第二項ただし書の規定による許可																												
（い） 認定の区分	（ろ） 添付する書類																												
（略）	（略）																												
法第五十二条第六項第三号、法第六十八條の三第一項、第二項若しくは第七項、法第六十八條の四第一項、法第六十八條の五の六又は政令第三十一条の二第二項若しくは第三項の規定による認定	法第六十八條の三第一項、第二項若しくは第七項、法第六十八條の四第一項、法第六十八條の五の六又は政令第三十一条の二第二項若しくは第三項の規定による認定																												
（略）	（略）																												
（い） 許可の区分	（ろ） 添付する書類																												
（略）	（略）																												
法第五十五条第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九條の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第三項ただし書又は法第六十条の三第二項ただし書の規定による許可	法第五十五条第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九條の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の二の二第三項ただし書又は法第六十条の三第二項ただし書の規定による許可																												
（い） 認定の区分	（ろ） 添付する書類																												
（略）	（略）																												
法第六十八條の三第一項、第二項若しくは第七項、法第六十八條の四第一項、法第六十八條の五の六又は政令第三十一条の二第二項若しくは第三項の規定による認定	法第六十八條の三第一項、第二項若しくは第七項、法第六十八條の四第一項、法第六十八條の五の六又は政令第三十一条の二第二項若しくは第三項の規定による認定																												
（略）	（略）																												

附 則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

公安委規則

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年二月十七日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

三重県公安委員会規則第一号

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

三重県警察の組織に関する規則（昭和四十一年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（警務部の分課） 第二条 （略） 2 総務課に公安委員会事務室、広報室及び取調べ監督室を置く。 3 （略） 4 警務課に企画室、人事管理室及び被害者支援室を置く。 （総務課） 第三条 総務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 五 （略） 六 十五 （略） （警務課） 第六条 警務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 警察行政の調査及び企画に関すること。 二 警察の組織に関すること。 三 条例案その他公文書類の審査に関すること。 四 十九 （略） 二十 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。 （刑事部の分課） 第十七条 （略） 2・3 （略） 4 組織犯罪対策課に暴力団対策室及び薬物銃器・国際捜査室を置く。 5 （略） （警備部の分課） 第三十条 （略） 2 警備第二課に警備警護室、危機管理室及び警察航空隊を置く。 第三十八条 （略）	（警務部の分課） 第二条 （略） 2 総務課に公安委員会事務室、企画室、広報室及び取調べ監督室を置く。 3 （略） 4 警務課に人事管理室及び被害者支援室を置く。 （総務課） 第三条 総務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 五 （略） 六 警察行政の調査及び企画に関すること。 七 警察の組織に関すること。 八 条例案その他公文書類の審査に関すること。 九 十八 （略） 十九 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。 （警務課） 第六条 警務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 十六 （略） （刑事部の分課） 第十七条 （略） 2・3 （略） 4 組織犯罪対策課に暴力団対策室及び国際捜査室を置く。 5 （略） （警備部の分課） 第三十条 （略） 2 警備第二課に危機管理室及び警察航空隊を置く。 第三十八条 （略）

(文書・広聴監) 第三十八條の一 警務部に文書・広聴監を置く。 2 文書・広聴監は、上司の命を受け、第三條第四号、第六号から第九号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事務を処理し、部下職員を指揮監督する。 第三十八條の三 (略) (コンプライアンス推進監) 第三十八條の四 (略) 2 コンプライアンス推進監は、上司の命を受け、第六條第五号に掲げる事務を処理し、部下職員を指揮監督する。 (術科指導推進監) 第三十八條の五 (略) 2 術科指導推進監は、上司の命を受け、第六條第十号、第十二号及び第十四号に掲げる事務のうち警察官の術科技能の向上に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。 (健康管理監) 第三十八條の六 警務部に健康管理監を置く。 2 健康管理監は、上司の命を受け、第八條第二号に掲げる事務を処理し、部下職員を指揮監督する。 第三十八條の七 (略)	第三十八條の一 (略) (コンプライアンス推進監) 第三十八條の二 (略) 2 コンプライアンス推進監は、上司の命を受け、第六條第二号に掲げる事務を処理し、部下職員を指揮監督する。 (術科指導推進監) 第三十八條の四 (略) 2 術科指導推進監は、上司の命を受け、第六條第七号、第九号及び第十一号に掲げる事務のうち警察官の術科技能の向上に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。 第三十八條の五 (略)
---	---

附 則

この規則は、令和五年三月十二日から施行する。

告 示

三重県告示第 81 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 5 年 2 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和 5 年 2 月 20 日（月）まで	筆記試験及び適性検査（Web 試験方式）	口述試験及び身体検査	令和 5 年 3 月下旬から 4 月上旬
	令和 5 年 2 月 26 日（日）～同月 28 日（火）（任意の 1 日 8:00～18:00 の間）	令和 5 年 3 月 4 日（土）	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において 33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は

これに加入した者

4 試験場の名称及び住所

試験場の名称及び住所		備 考
筆記試験及び適性検査	口述試験及び身体検査	※ W e b 試験に必要なインターネットの環境のない応募者は、下表の指定された場所でW e b 試験を受験するものとする。
受検者の任意の場所（※）	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町 975	

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

三重県告示第 82 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告します。

令和 5 年 2 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称：岡本総本店 津店
所在地：津市南丸之内 17-29
- 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
6,954 m²
- 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 m²
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 m²以下となる年月日
令和 5 年 3 月 1 日
- 変更の理由
建物取り壊しのため

三重県告示第 83 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所を次のとおり廃止する旨の届出がありました。

令和 5 年 2 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

販売人の名称	廃止する販売所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
みえなか農業協同組合	嬉野支店権現前店	松阪市嬉野権現前町 464-5	令和 5 年 3 月 10 日

警察本部告示

三重県警察本部告示第2号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和5年2月17日

三重県警察本部長 難 波 正 樹

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する告示

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和46年三重県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（医療機関等の指定）	（医療機関等の指定）
第3条 本部長は、法第5条第1項第1号に規定する療養給付を行うため、あらかじめ病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者（居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。）を指定することができる。	第3条 本部長は、法第5条第1項第1号に規定する療養給付を行うため、あらかじめ病院、診療所、薬局その他の医療機関（以下「指定医療機関等」という。）を指定することができる。
（年金以外の給付の支給決定方法）	（年金以外の給付の支給決定方法）
第4条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金以外の給付を受けようとする者は、給付の種類に応じ、それぞれ次の各号に定める給付の請求書を本部長に提出するものとする。ただし、 <u>第3条の規定により指定された病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者</u> において療養を受ける場合の療養の給付については、この限りでない。	第4条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金以外の給付を受けようとする者は、給付の種類に応じ、それぞれ次の各号に定める給付の請求書を本部長に提出するものとする。ただし、 <u>指定医療機関等</u> において療養を受ける場合の療養の給付については、この限りでない。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
2 (略)	2 (略)
3 遺族給付一時金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となつた警察官の職務に協力援助したことにより災害を受けた者（以下「協力援助者」という。）の死亡（令第12条の規定により死亡と推定された場合を含む。以下この項及び第6条において同じ。）に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。	3 遺族給付一時金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となつた警察官の職務に協力援助したことにより災害を受けた者（以下「協力援助者」という。）の死亡（令第12条の規定により死亡と推定された場合を含む。以下この項及び第6条において同じ。）に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 請求者の氏名、本籍及び協力援助者との続柄又は関係に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては区長又は総合区長とする。以下同じ。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書	(2) 請求者の氏名、本籍及び協力援助者との続柄又は関係に関する市町村長（東京都の区のある地域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては区長。以下同じ。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
(3)～(7) (略)	(3)～(7) (略)
4・5 (略)	4・5 (略)
（年金たる給付の支給決定方法）	（年金たる給付の支給決定方法）
第6条 (略)	第6条 (略)
2 遺族給付年金請求書には、次の各号に掲げる書類及	2 遺族給付年金請求書には、次の各号に掲げる書類及

び資料を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となつた協力援助者の死亡に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。 (1) (略) (2) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び協力援助者との<u>続柄</u>に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (3)～(6) (略) 3 (略) (年金証書) 第7条 (略) 2 本部長は、既に交付した年金証書の記載事項(年金の額に係る記載事項を除く。)を変更する必要がある場合には、<u>新たな証書を交付するものとする。</u> 3 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、年金証書再交付請求書(様式第12)に亡失の理由を明らかにすることができる書類を添えて、<u>証書の再交付を本部長に請求することができる。</u> (障害給付年金差額一時金等の支給に関する暫定措置) 第11条 (略) 2 障害給付年金差額一時金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1) (略) (2) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者と障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者との<u>続柄</u>に関し市町村長が発行する証明書 (3)～(6) (略) 3 (略) (所在不明による支給停止の申請等) 第13条 令10条の3第1項の規定により<u>遺族給付年金の支給</u>の停止を申請する者は、遺族給付年金支給停止申請書(様式第20)を本部長に提出するものとする。 2・3 (略) (届出) 第15条 年金たる給付を受けている者は、次に掲げる場合には、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出るものとする。 (1) (略)	び資料を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となつた協力援助者の死亡に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。 (1) (略) (2) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び協力援助者との<u>続き柄</u>に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 (3)～(6) (略) 3 (略) (年金証書) 第7条 (略) 2 本部長は、既に交付した年金証書の記載事項(年金の額に係る記載事項を除く。)を変更する必要がある場合には、<u>当該証書と引換えに新たな年金証書を交付するものとする。</u> 3 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、年金証書再交付請求書(様式第12)に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、<u>年金証書の再交付を本部長に請求することができる。</u> 4 <u>年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかに、発見した証書を本部長に返納するものとする。</u> 5 <u>年金たる給付を受ける権利を喪失した者又はその遺族は、速やかに、当該権利の喪失に係る年金証書を本部長に返納するものとする。</u> (障害給付年金差額一時金等の支給に関する暫定措置) 第11条 (略) 2 障害給付年金差額一時金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1) (略) (2) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者と障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者との<u>続き柄</u>に関し市町村長が発行する証明書 (3)～(6) (略) 3 (略) (所在不明による支給停止の申請等) 第13条 令10条の3第1項の規定により<u>遺族給付年金支給</u>の停止を申請する者は、遺族給付年金支給停止申請書(様式第20)を本部長に提出するものとする。 2・3 (略) (届出) 第15条 年金たる給付を受けている者は、次に掲げる場合には、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出るものとする。 (1) (略)
--	---

<u>(2)～(4)</u> (略) 2・3 (略) (更正決定) 第 16 条 給付を受けるべき者は、本部長が行った協力援助をしたための災害の認定、療養の方法、給付金額の決定その他給付の実施について異議のあるときは、次に掲げる事項を記載した給付更正決定申請書(以下「申請書」という。)を本部長に提出して、その更正決定を申請することができる。 (1)～(8) (略) (9) 申請者が協力援助者以外の者であるときは、その <u>続柄</u>又は関係 2 (略)	<u>(2) 改印したとき。</u> <u>(3)～(5)</u> (略) 2・3 (略) (更正決定) 第 16 条 給付を受けるべき者は、本部長が行った協力援助をしたための災害の認定、療養の方法、給付金額の決定その他給付の実施について異議のあるときは、次に掲げる事項を記載した給付更正決定申請書(以下「申請書」という。)を本部長に提出して、その更正決定を申請することができる。 (1)～(8) (略) (9) 申請者が協力援助者以外の者であるときは、その <u>続き柄</u>又は関係 2 (略)
---	--

様式第 1 から様式第 12 までを次のように改める。

様式第1 [46告1―第2条]

通 知 年 月 日	年 月 日	通 知 番 号	第 号
-----------	-------	---------	-----

(給付を受けるべき者)

住所

氏名 様

三重県警察本部長

印

災 害 給 付 通 知 書

あなたは、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定により、下記の災害に対する給付を受けることができますので、通知します。

記

1 災害を受けた者

住所

氏名 (年 月 日生) ☐男 ☐女

2 傷病名

3 災害発生年月日 年 月 日

(注 意 事 項)

- 1 あなたは、下記の事由に該当するときは、それぞれの事由に対応する給付を受けることができますので、速やかに請求書を提出してください。
- 2 請求に必要な手続等詳細については、近くの警察署に問い合わせてください。

あなたが受けることができる給付の内容

1 あなたが被災者である場合

(1) 療養給付

協力援助したために受けた負傷又は疾病については、次に掲げるもので、療養上相当と認められるものを療養給付として受けることができます。

ア 診 察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療

エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

カ 移 送

(2) 傷病給付

協力援助したための負傷又は疾病が療養の開始後 1 年 6 月を経過した日以後において、治らないで傷病等級に該当する程度の障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病給付を受けることができます。

なお、傷病給付を受ける場合には、休業給付を受けることができません。

(3) 障害給付

協力援助したための負傷又は疾病が治ったとき、障害等級に該当する程度の障害が残ったときは、その程度に応じて障害給付年金又は障害給付一時金を受けることができます。

(4) 障害給付年金前払一時金

障害給付年金を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害給付年金前払一時金を受けることができます。

なお、この場合、年金の支給は、一定期間停止されることになります。

(5) 介護給付

傷病給付年金又は障害給付年金を受けることができる場合で、国家公安委員会規則で定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間（病院等に入院している期間を除く。）、介護給付を受けることができます。

(6) 休業給付

協力援助したために受けた負傷又は疾病の療養のため従前得ていた収入が得られないときは、その期間、給付基礎額の60/100に相当する金額の休業給付を受けることができます。

2 あなたが被災者以外の者である場合

(1) 遺族給付

あなたが死亡した協力援助者の遺族であって、次のア及びイの要件を満たす場合は、遺族給付年金を受けることができます（遺族給付年金を受けることができる遺族がない場合は、政令の規定により、遺族給付一時金を受けることができます。）。

ア 協力援助者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたこと。

イ 次の表の①から⑦までに掲げる遺族のいずれかに該当し、先順位の者がいないこと（順位は、①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者の間にあっては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。）。

順位	遺 族
①	妻又は60歳以上の夫
②	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
③	60歳以上の父母
④	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
⑤	60歳以上の祖父母
⑥	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は60歳以上の兄弟姉妹
⑦	55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母又は兄弟姉妹

備考 夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹が、協力援助者の死亡の当時、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあったときは、①から⑥までに掲げる遺族の年齢に関する要件はなくなります。

ただし、あなたが⑦に掲げる者であるときは、60歳に達するまでの間は、遺族給付年金の支給が停止されます。

なお、協力援助者の死亡した日が次の表の(ア)の欄の区分のいずれかに該当するときは、上の表に掲げる遺族の年金についての要件は、次のようになります。

ア 上の表の①、③、⑤及び⑥に掲げる遺族については、「60歳以上」とある部分は、それぞれ、次の表の(ア)の欄の区分に応じて、(イ)の欄に掲げる年齢となります。

イ 上の表の⑦に掲げる遺族については、「55歳以上60歳未満」とある部分は、それぞれ、次の表の(ア)の欄の区分に応じて、(ウ)の欄に掲げる年齢となります（ただし、上の表の⑦の欄に掲げる者が次の表の(エ)の欄に掲げる年齢に達するまでの間は、遺族給付年金の支給が停止されます。）。

(ア) 協力援助者の死亡した日	(イ)	(ウ)	(エ)
昭和61年9月30日まで	55歳以上		
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳以上	55歳	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳以上	55歳以上57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	58歳以上	55歳以上58歳未満	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	59歳以上	55歳以上59歳未満	59歳

(2) 遺族給付年金前払一時金

あなたが遺族給付年金を受けることができる場合は、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族給付年金前払一時金を受けることができます。

なお、この場合、年金の支給は、一定期間停止されます。

(3) 葬祭給付

あなたが死亡した協力援助者の葬祭を行った者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して政令で定める金額の葬祭給付を受けることができます。

(4) 障害給付年金差額一時金

あなたが障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の遺族であって、死亡した協力援助者に支給された障害給付年金及び障害給付年金前払一時金の合計額が政令に定める障害の程度に応じた額（注参照）に満たないときは、その差額に相当する額の障害給付年金差額一時金を受けることができます。

（注）警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令附則第2条（抄）

障害等級	額
1 級	給付基礎額に1,340を乗じて得た額
2 級	給付基礎額に1,190を乗じて得た額
3 級	給付基礎額に1,050を乗じて得た額
4 級	給付基礎額に920を乗じて得た額
5 級	給付基礎額に790を乗じて得た額
6 級	給付基礎額に670を乗じて得た額
7 級	給付基礎額に560を乗じて得た額

(5) 未支給の給付

あなたが給付の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給されるべき給付でまだ支給されなかった分がある場合は、その未支給分の給付を受けることができます。

様式第2〔46告1―第4条〕

療 養 給 付 請 求 書

(1)

		請求回数	第 回
三重県警察本部長		請求年月日	年 月 日
様 下記のとおり療養給付を請求します。		(請求者) 住 所 氏 名	
(給付費用の受領委任) この請求書による療養給付の費用の受領を 氏 名 に委任します。			
(委任に基づく支払請求) 上記委任に基づき、この請求書による療養給付の費用の支払を請求します。 支払請求者の 住 所 氏 名			
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日 午前 午後 時頃			
3 診 療 費	内訳は「9 医師の証明」欄記載のとおり		円
4 調 剤 費	内訳は「10 薬剤師の証明」欄記載のとおり		円
5 看 護 科	☐ 訪問看護 内訳は「11 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり		円
	年 月 日から 日間 ☐ 看護師の資格 年 月 日まで ☐ 有 ☐ 無		円
6 移 送 費	(交通費) から まで キロメートル ☐ 片道 ☐ 往復 回		円
	(その他の移送費)		円
7 上記以外の療養費			円
8 療養給付請求金額			円
※ 受理 年 月 日	※ 決定 年 月 日	※ 支払 年 月 日	※ 決定金額 円
			添付書類 枚

- (注) 1 ※印欄には記入しないこと。該当する□にレを記入すること。
 2 「(給付費用の受領委任)」の欄には、診療に当たった医師若しくは医療機関、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に療養給付の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記載し、その他の場合には、記入しないこと。
 3 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
 4 「7 上記以外の療養費」の欄には、その領収書及び明細書を添付すること。
 5 (2)、(3)又は(4)の用紙の記入に代えて同様事項を記載した医師、薬剤師、柔道整復師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよい。

(2)

※ 9 医師の証明			(患者氏名)		
傷 病 名				(診療期間)	
傷 病 の 経 過		年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで 日間	
(現在の状態)		□治癒 □死亡 □転医 □中止 □継続中		診療実日数 日	
診 療 費 の 内 訳				金額 (円)	
診 察	初 診				
	再 診				
	往 診				
	指 導				
投 薬	内 服 屯 用 外	(処方内容・使用量等)			
注 射	皮 下 筋 肉 内 静 脈 内 そ の 他				
処 置 ・ 手 術 ・	(処置名・手術名・回数等)				
			(手術施行年月日) 年 月 日		
検 査	(検査名・回数等)				
レ ン ト ゲ ン	透 視 診 断 写 真 診 断 撮 影 影 剤	(使用フィルム・回数等)			
そ の 他	(治療名・回数等)				
入 院	入院期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間		
	基 準 給 食	看 特 2	入院料 (室料・看護料・給食料)		
		看 特 1			
	普 通 給 食	看 1		入院時医学管理料	
		看 2			
	基 準 寝 具	看 3			
		そ の 他			
診療費の合計					円
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所在地 病院又は診療所の 名称 医師氏名					

(3)

※ 10 薬剤師の証明					(患者氏名)		
処方せんを交付した病院又は診療所の					所在地 名称 医師氏名		
調剤期間		年	月	日から	年	月	日まで
		日間		調剤実日数		日	
調 剤 費 の 内 訳							金額 (円)
処方月日	調剤月日	剤型	処 方	調剤数量	薬剤価格	調剤手数料	
月 日	月 日				円	円	
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
月 日	月 日						
調剤費の合計							円
処方せんの枚数							枚
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 薬局の 所在地 名称 薬剤師氏名							

(4)

※ 11 訪問看護事業者の証明		(患者氏名)	
傷病名		(訪問看護期間)	
傷病の経過		年 月 日から 年 月 日まで 訪問看護の回数 回	
基本療養費	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士	指示年月日 年 月 日	
	円 × 回 円	主治医への直近報告年月日 年 月 日	
	准看護師	訪問日	
	円 × 回 円	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
管理療養費	初 日 円 2回目以降 回 円		
情報提供療養費	円	提供した情報の概要	
		情報提供先の市（区）町村の名称	
ターミナルケア療養費	死亡年月日 年 月 日 円	(備考)	
合計	円		
訪問看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏名			
医療機関の名称 主治医氏名			
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所在地 訪問看護の事業者の 名称 代表者氏名			

様式第3〔46告1―第4条〕

障 害 給 付 一 時 金 請 求 書

三重県警察本部長		請求年月日	年 月 日
様 下記のとおり障害給付一時金を請求します。		(請求者)	
		住 所	
		氏 名	
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日		3 治癒年月日 年 月 日	
4 障害等級		第 級	
5 障害の部位及びその程度			
6 既存障害とその程度			
7 障害給付一時金請求金額 (給付基礎額) (倍 数) 円 × = 円			
8 添付する書類その他の資料名			
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円

※ 9 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶 養 親 族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特 定 期 間 にある子	人	円
			そ の 他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 「5 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 「6 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の資料を添付すること。

様式第3の2〔46告1―第4条〕

介護給付請求書

		請求回数		第 回	
三重県警察本部長		請求年月日		年 月 日	
様 下記のとおり介護給付を請求します。		(請求者) 住所 氏名			
1 協力援助者 住所 氏名 (年 月 日生)					
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日					
3 受けている年金の種類 ☐ 傷病給付年金 (傷病等級 級第 号) ☐ 障害給付年金 (障害等級 級第 号)			4 年金証書の番号 第 号		
5 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態			6 介護を要する状態の区分 ☐ 常時介護を要する状態 ☐ 随時介護を要する状態		
7 請求 内容	請求対象年月	介護に要する費用 として支出した額		親族等から介護を 受けた日の有無	
	年 月	円		☐ 有 ☐ 無 円	
	年 月	円		☐ 有 ☐ 無 円	
8 介護を受けた場所 ☐ 自宅 ☐ 病院・施設等 (名称 : 年 月 日 ~ 年 月 日 入院 (入所) 期間					
9 親族等 で介護 に従事 した者	氏 名	請求者との 続柄又は関係	請求者が介護を受けた期間		
			年 月 日 ~ 年 月 日		
			年 月 日 ~ 年 月 日		
			年 月 日 ~ 年 月 日		
10 介護給付請求金額		円			
11 添付する書類その他の資料名					
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※支払 年 月 日	
				※決定金額 円	

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
 2 「5 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態」の欄については、第1回目の請求を行う場合及び第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更があった場合にのみ記入することとし、記入事項が添付する医師等の証明書又はその写しの記載事項と同じであるときは、「証明書のとおり」と記入すること。
 3 この請求書には、常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写しその他必要な書類を添付すること。ただし、第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更がない場合は、医師等の証明書又はその写しを添付しなくてもよい。

様式第4〔46告1―第4条〕

遺 族 給 付 一 時 金 請 求 書

三重県警察本部長			請求年月日	年 月 日	
様 下記の遺族給付一時金を請求します。			(請求者)		
			住 所		
			氏 名		
			協力援助者との 続柄又は関係		
1 協力援助者					
住 所					
氏 名 (年 月 日生)					
2 負傷又は発病の年月日			3 死亡年月日		
年 月 日			年 月 日		
4 遺 族 給 付 一 時 金 請 求 額 の 計 算	受給権者の氏名	生年月日	協力援助者との 続柄又は関係	(給付基礎額)(倍数) $\left(\begin{array}{l} \text{支給された年金} \\ \text{及び前払一時金} \\ \text{の額の総計} \end{array} \right)$	
				(× -)	
				$\times \frac{1}{\text{(受給権者の数)}} =$ 円	
	遺族給付年金 が支給されて いた場合	年金の受給権者であつた者の氏名		年金証書の番号	支給された年金額の 合計 (支給された前 払一時金の額)
					円
					円
					円
	遺族給付年金前払一時金 が支給されていた場合				円
	総 計			円	
	5 遺族給付一時金請求金額				
6 添付する書類その他の資料名					
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※支払 年 月 日	
				※決定金額 円	

※ 7 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶 養 親 族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特 定 期 間 にある子	人	円
			そ の 他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				

(注) ※印の欄には記入しないこと。

葬 祭 給 付 請 求 書

三重県警察本部長		請求年月日	年 月 日
様 下記のとおり葬祭給付を請求します。		(請求者)	
		住 所	
		氏 名	
		協力援助者との 続柄又は関係	
1 協力援助者			
住 所			
氏 名 (年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日		3 死亡年月日	
年 月 日		年 月 日	
4 葬祭給付請求金額			
(給付基礎額)			
(A) 円 + 円 × 30 = 円			
(給付基礎額)			
(B) 円 × 60 = 円			
(A)(B)のうち 高い方の金額 □ (A) □ (B) 円			
※受理	※決定	※支払	※決定金額
年 月 日	年 月 日	年 月 日	円

※ 5 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶 養 親 族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特 定 期 間 に 在 る 子	人	円
			そ の 他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				

(注) ※印の欄には記入しないこと。

様式第6〔46告1―第4条〕

未 支 給 の 給 付 請 求 書

三重県警察本部長 様 下記のとおり未支給の給付を請求します。	請求年月日	年 月 日	
	(請求者) 住 所 氏 名 死亡した受給権者との続柄		
1 協力援助者 住 所 氏 名			
2 死亡した受給権者 氏 名 協力援助者との続柄又は関係 (年 月 日死亡)			
3 未支給の給付の種類 〔年金たる給付のときは 年金証書の番号 第 号〕			
4 未支給の給付の請求金額 円			
5 添付する書類その他の資料名 			
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円

(注) ※印の欄には記入しないこと。

様式第7〔46告1―第4条〕

休 業 給 付 請 求 書

		請求回数	第	回
三重県警察本部長		請求年月日	年 月 日	
様 下記のとおり休業給付を請求します。		(請求者)		
		住 所		
		氏 名		
1 協力援助者				
住 所				
氏 名 (年 月 日生)				
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日				
3 請求日数	年 月 日から 年 月 日まで のうち 日			
4 請求金額の計算	(給付基礎額) (日数) 円 × 60/100 × = 円			
5 休業給付請求金額				円
※ 6 医 師 の 証 明	傷病名	現在の状態 年 月 日		
			□治癒 □死亡 □中止 □継続中 □転医	
	(請求日数のうち療養のため業務に従事することができなかったと認められる日数) 年 月 日から 年 月 日まで のうち 日		(業務に従事することができなかったと認められる理由)	
	上記のとおりであると認めます。 年 月 日 所 在 地 病院又は診療所の 名 称 医師氏名			
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※支払 年 月 日
				※決定金額 円
				添付書類 枚

※ 7 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶 養 親 族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特 定 期 間 にある子	人	円
			そ の 他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				

- (注)
- 1 ※印の欄には記入しないこと。
 - 2 該当する□にレ印を記入すること。
 - 3 第2回以後の請求の場合における「3 請求日数」の欄の記入については、前回の請求後の分について記入すること。
 - 4 第2回以後の請求の場合において給付基礎額に変更のない場合は、給付基礎額の内訳及び証明については省略してもよい。

様式第8〔46告1―第4条、第6条〕

給 付 決 定 通 知 書

通 知 年 月 日	年 月 日	通 知 番 号	第 号
(請求者) 住所 氏名 様 下記のとおり給付を決定したので通知します。		三重県警察本部長 印	
給付の内容	決 定 額	給付の内容	決 定 額
療 養 給 付	円	葬 祭 給 付	円
傷 病 給 付 年 金	円	障害給付年金差額一時金	円
障 害 給 付 年 金	円	障害給付年金前払一時金	円
障害給付一時金	円	遺族給付年金前払一時金	円
介 護 給 付	円	未支給の給付	円
遺 族 給 付 年 金	円	休 業 給 付	円
遺族給付一時金	円		
合 計		円	
備考			

様式第8の2〔46告1―第6条〕

傷 病 給 付 年 金 請 求 書

		※年金証書の番号		第 号	
三重県警察本部長		請求年月日		年 月 日	
様		(請求者)			
下記のとおり傷病給付年金の支給の決定を請求します。		住 所			
		氏 名			
1 協力援助者					
住 所					
氏 名 (年 月 日生)					
2 負傷又は発病の年月日					
年 月 日					
3 傷病等級			4 傷病等級該当年月日		
第 級			年 月 日		
5 傷病の名称、部位及びその状態					
6 既存障害の部位及びその程度					
7 日常生活の状態					
8 傷病給付年金請求金額					
(給付基礎額) (倍 数)					
円 × = 円					
9 添付する書類その他の資料名					
※受理		※決定		※支払	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
				※決定金額	
				円	

※ 10 給付基礎額の証明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶 養 親 族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特 定 期 間 にある子	人	円
			そ の 他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 「5 傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 この請求書には、傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

様式第9〔46告1―第6条〕

障 害 給 付 年 金 請 求 書

		※年金証書の番号	第	号
三重県警察本部長		請求年月日	年	月 日
様		(請求者)		
下記のとおりに障害給付年金の支給の決定を請求します。		住 所		
		氏 名		
1 協力援助者				
住 所				
氏 名 (年 月 日生)				
2 負傷又は発病の年月日		3 治癒年月日		
年 月 日		年 月 日		
4 障害等級		第 級		
5 障害の部位及びその程度				
6 既存障害とその程度				
7 障害給付年金請求金額				
(給付基礎額) (倍 数)				
円 × = 円				
8 添付する書類その他の資料名				
※受理		※決定		※支払
年 月 日		年 月 日		年 月 日
				※決定金額
				円

※ 9 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶 養 親 族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特 定 期 間 にある子	人	円
			そ の 他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 「5 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 「6 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

様式第10〔46告1―第6条〕

遺 族 給 付 年 金 請 求 書

				※年金証書の番号		第 号	
三重県警察本部長 様 下記のとおり遺族給付年金の支給の決定を請求します。				請求年月日		年 月 日	
				(請求者又は代表者) 住 所 氏 名 協力援助者との続柄			
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)							
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日				3 死亡年月日 年 月 日			
4 請求の事由		☐ 協力援助者の死亡 ☐ 先順位者の失権 ☐ 胎児であった子の出生 ☐ 先順位者の所在不明					
5 請求者及び遺族給付年金を受けることができる遺族		氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	備 考	
6 既に遺族給付年金を受けていた遺族		氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	備 考	

7 遺族給 付年金請 求年額の 計算	$\left(\begin{array}{c} \text{給 付} \\ \text{基礎額} \end{array} \right) \quad (\text{倍 数})$ $\times \quad \times \quad \frac{1}{\text{(請求者の数)}} = \quad \text{円}$				
8 遺族給 付年金請 求額	請求者が1人の場合又は 代表者を選任しない場合	円			
	代表者を選任した場合	(7の請求金額)	(請求者の数)	円	
9 添付する書類その他の資料名					
※10 給付基礎額の証明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶 養 親 族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特 定 期 間 にある子	人	円
			そ の 他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名 印				
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日	※決定金額 円		

- (注) 1 ※印の欄に記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「5 請求者及び遺族給付年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは(請)、その者が代表者であるときは(代)、その者が身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあるときは(障)、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは(生)と明記すること。

様式第10の2〔57告99—第6条の2〕

年 金 受 給 金 融 機 関 届 出 書

三重県警察本部長 様 傷病 障害給付年金を下記において受け取りたいの 遺族 で届け出ます。	届出年月日	年 月 日	
	※ 年金証書の番号	第	号
	(受給権者又は代表者) 住 所 氏 名		
(金融機関名) 銀行 本店 支	所在地 口座名 ☐ 当座預金 ☐ 普通預金 口座番号		
備 考			
※ 届 出 受 理 年 月 日		年 月 日	

- (注) 1 届け出ようとする金融機関については、あらかじめ、給付を実施する者に相談すること。
- 2 届出者は、※印の欄は記入しないこと。

様式第10の3 [57告99—第6条の2]

年 金 受 給 金 融 機 関 変 更 届 出 書

三重県警察本部長 様 傷病 障害給付年金の受取を下記のとおり変更した 遺族 いので届け出ます。	届出年月日	年 月 日	
	年金証書の番号	第	号
	(受給権者又は代表者) 住 所 氏 名		
変 更 前	変 更 後		
(金融機関名) 銀行 本店 支	(金融機関名) 銀行 本店 支 所在地 口座名 □当座預金 □普通預金 口座番号		
備 考			
※ 届 出 受 理 年 月 日		年 月 日	

- (注) 1 届け出ようとする金融機関については、あらかじめ、給付を実施する者に相談すること。
- 2 届出者は、※印の欄は記入しないこと。

様式第11 [46告1—第7条]

(1)

第 号

協 力 援 助 者

年 金 証 書

(A 5)

(2)

受給権者の氏名

受給権者の住所

(年 月 日生)

年 金 の 種 類

(第 級)

年 金 の 額

円

支 給 開 始 年 月

年 月

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定により
上記のとおり支給します。

年 月 日

三 重 県 警 察 本 部 長

印

(3)

注 意 事 項

- 1 この証書は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律によって、傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。なお、損害賠償を受けた場合は、その限度で年金が支払われないことがあります。
- 3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を三重県警察本部長（以下「本部長」という。）に届け出てください。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) 傷病給付年金においては、その傷病等級に変更のあった場合
 - (3) 障害給付年金においては、その障害等級に変更のあった場合
 - (4) 遺族給付年金においては、次に掲げる場合
 - ア 年金の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合（子、孫又は兄弟姉妹が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したためこの年金を受けることができる遺族でなくなった場合を除く。）
 - イ 年金を受けることができる遺族が55歳未満の妻だけであるときは、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態になった場合又はその状態でなくなった場合（障害の程度については、本部長に相談してください。）
- 4 この給付を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供したりすることはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 5 この証書を亡失したり損傷したりしたときは、本部長に再交付を請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、新しい証書を交付しますので、必要な届出を行ってください。なお、古い証書は、廃棄してください。
- 6 あらかじめ本部長からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、本部長に療養若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。

(4)

7 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を廃棄してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。

(1) 傷病給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 病状が好転し年金を受けられない程度の障害の状態になった場合（障害の状態については、本部長に相談してください。）

(2) 障害給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 障害が直り、又は年金を受けられない程度の障害に回復した場合（障害の程度については、本部長に相談してください。）

(3) 遺族給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 受給権者が婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした場合

ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となった場合

エ 離縁によって死亡した協力援助者との親族関係が終了した場合

オ 受給権者が死亡した協力援助者の子、孫又は兄弟姉妹であるときはその者が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了した場合（その者が協力援助者の死亡の時から引き続き身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあるときを除く。）

カ 身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合

8 本部長への届出、提出、請求等は下記の担当部署宛てに行ってください。

(担当部署)

(所在地)

(電話番号)

様式第12〔46告1—第7条〕

年金証書再交付請求書

三重県警察本部長 様	請求年月日	年 月 日
	(請求者) 住 所 氏 名	
下記の年金証書を亡失したため再交付を請求します。 損傷		
1 証 書 番 号 第 号		
2 証書交付年月日 年 月 日		
3 受給権者の氏名		
4 傷 病 第 級 障 害 級		
5 傷 病 円 障 害 給付年金の額 円 遺 族		
※ 受 理 年 月 日	※ 再交付 年 月 日	

(注) 1 ※印の欄には記入しないこと。

2 この請求書には、年金証書の亡失の理由を明らかにすることのできる書類を添付すること。

様式第 13 の 2 及び様式第 14 を次のように改める。

様式第13の2 [46告1—第8条]

傷病給付変更請求書

三重県警察本部長 様 下記のとおり傷病給付の変更を請求します。	請求年月日	年	月	日
	年金証書の番 号	第	号	
	(請求者) 住 所 氏 名			
1	現在受けている傷病給付年金の傷病等級 第 級			
2	現在受けている傷病給付年金の支給が開始された年月 年 月			
3	障害の程度に変更があった年月日 年 月 日			
4	傷病の名称、部位及びその状態			
5	変更後の傷病等級 第 級			
6	添付する書類その他の資料名			
※受理	※決定		※決定等級	
年 月 日	年 月 日		第 級	

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 「4 傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付された診断書と同じであるときは、「診断書のとおりに」と記入すること。
- 3 この請求書には、障害の程度に変更があった時期の決定及び変更後の傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

様式第14〔46告1―第8条〕

障 害 給 付 変 更 請 求 書

三重県警察本部長 様 下記のとおり障害給付の変更を請求します。	請求年月日	年 月 日
	年金証書の番号	第 号
	(請求者) 住 所 氏 名	
1 現在受けている障害給付年金の 障害等級 第 級		
2 現在受けている障害給付年金の 支給が開始された年月 年 月		
3 障害の程度に変更があった年月日 年 月 日		
4 障害の部位及びその程度		
5 変更後の障害等級 第 級		
6 添付する書類その他の資料名		
※ 受理 年 月 日	※ 決定 年 月 日	※ 決定等級 第 級

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 「4 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付された診断書と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 この請求書には、障害の程度に変更があった時期の決定及び変更後の障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

様式第 18 から様式第 18 の 3 までを次のように改める。

様式第18〔46告1―第11条〕

障害給付年金差額一時金請求書

三重県警察本部長 様 下記の障害給付年金差額一時金を請求します。		請求年月日	年	月	日
		(請求者)			
		住 所			
		氏 名			
		協力援助者との続柄又は関係			
1 協力援助者に関する事項	協力援助者		(死亡年月日)		
	住 所		年		
	氏 名		月		
	(年 月 日生)		日		
		(死亡時の障害等級)			
		第 級			
		(既存障害とその程度)			
	受給権者の氏名	協力援助者との続柄	(給付基礎額)(倍数) $\left[\begin{array}{l} \text{支給された年金} \\ \text{及び前払一時金} \\ \text{の額の総計} \end{array} \right]$		
			(円 × — 円)		
			× — = 円		
			(受給権者の数)		
	障害給付年金が支給(年金証書番号)されていた場合 第 号		(支給された年金額の合計) 円		
	障害給付年金前払一時金が支給されていた場合 第 号		(支給された前払一時金の額) 円		
	総 計		円		
3 障害給付年金差額一時金の請求額		円			
4 添付する書類その他の資料名					
※受理		※決定		※支払	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
				※決定金額 円	

(注) 1 ※印の欄には記入しないこと。

2 「(既存障害とその程度)」の欄には、同一部位について障害の程度を加重した場合に記入するものとし、特に既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。

様式第18の2 [46告1—第11条]

障害給付年金前払一時金請求書

三重県警察本部長		請求年月日	年 月 日
様		(請求者)	
下記の障害給付年金前払一時金を請求します。		住 所	
		氏 名	
1 (障害等級) 第 級	2 (既存障害とその程度)		
3 請求者が選択する障害給付年金前払一時金の額	☐ 障害給付年金前払一時金の限度額 ☐ 1,200倍 ☐ 1,000倍 給付基礎額の ☐ 800倍 に相当する額 ☐ 600倍 ☐ 400倍 ☐ 200倍		
4 障害給付年金前払一時金の請求額	(1) 限度額を選択した場合		円
	(2) 限度額以外を選択した場合 (給付基礎額) 円 × 倍 =		円
5 障害給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害給付年金の額の合計額	年 月分から 年 月分まで 円		
6 障害給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日	年 月 日		
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 「2 (既存障害とその程度)」の欄には、同一部位について障害の程度を加重した場合に記入するものとし、特に既存障害について障害給付を支給された場合には、その該当する障害等級を明記すること。
- 3 「3 請求者が選択する障害給付年金前払一時金の額」の欄については、請求者が選択する□にレ印を記入すること。
- 4 「5 障害給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害給付年金の額の合計額」及び「6 障害給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日」の欄には、障害給付年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。

様式第18の3〔46告1―第11条〕

遺族給付年金前払一時金請求書

三重県警察本部長 様 下記の遺族給付年金前払一時金を請求します。		請求年月日 年 月 日
請求者（代表者） 住 所 氏 名 協力援助者との 続柄又は関係		
1 請求者（代表者）が選択する遺族給付年金前払一時金の額	☐ 1,000倍 ☐ 800倍 ☐ 600倍 に相当する額 ☐ 400倍 ☐ 200倍	
2 遺族給付年金前払一時金の請求額	(給付基礎額) 円 × 倍 × ——— = 円 (請求者の数)	
3 遺族給付年金前払一時金の請求額の合計額	(2の請求額) (請求者の数) 円 × = 円	
4 遺族給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族給付年金の額の合計額	年 月分から 年 月分まで 円	
5 遺族給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日	年 月 日	
(代表者の氏名) _____を代表者として、遺族給付年金前払一時金の請求及び受領を委任します。		
請求者の 同順位者	住 所	氏 名
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日
		※決定金額 円

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
 2 「1 請求者（代表者）が選択する遺族給付年金前払一時金の額」の欄については、請求者（代表者）が選択する□にレ印を記入すること。
 3 「4 遺族給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族給付年金の額の合計額」及び「5 遺族給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日」の欄には、遺族給付年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。

様式第 20 から様式第 23 までを次のように改める。

様式第20〔46告1―第13条〕

遺族給付年金支給停止申請書

三重県警察本部長 様 下記の所在不明者に係る遺族給付年金の支給停止を申請します。		申請年月日	年 月 日		
		(申請者) 年金証書の番号 第 号 住 所 氏 名 (年 月 日生) 所在不明者との続柄			
	年 金 証 書 の 番 号		第 号		
	氏 名				
	最 後 の 住 所				
	所在不明となった年月日		年 月 日		
	所在不明 の 事 由				
	氏 名	住 所	年 金 証 書 の 番 号	所在不明者 との 続 柄	
3 添付する書類その他の資料名					
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※決定内容 年 月分から停止	

- (注) 1 申請者は、※印の欄には記入しないこと。
 2 「1 所在不明者」の年金証書の番号欄には、その番号が不明のときは記入する必要はない。
 3 この申請書には、所在不明となった者の所在が1年以上明らかでないことを証明することのできる書類を添付すること。

様式第21〔46告1—第13条〕

遺族給付年金支給停止解除申請書

三重県警察本部長	申請年月日	年 月 日
	(申請者) 年金証書の番号 第 号 住 所 氏 名 (年 月 日生)	
下記のとおり遺族給付年金の支給停止の 解除を申請します。		
支給停止となった年月 年 月		
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※決定内容 年 月分から解除

(注) 申請者は、※印の欄には記入しないこと。

様式第22〔46告1—第14条、第14条の2〕

療養 現 状 報 告 書

三重県警察本部長 様	報告年月日	年　月　日
	(報告者) 住　所 氏　名	
下記のとお り療養障害 の現状を報告します。		
1　負傷又は発病年月日	年　月　日	
2　療養開始年月日	年　月　日	
3　傷病給付年金 障害給付年金	支給開始年月	年　月
4　年金証書の番号	第	号
5　傷病名又は障害等級		
6　傷病の経過又は障害の状況		
7　日常生活の概況		
8　添付する書類その他の資料名		

- (注) 1 報告者は、※印の欄には記入しないこと。
2 療養・障害については、いずれかを○で囲むこと。
3 「7 日常生活の概況」の欄の記入に当たっては、最近1年間について記入すること。

※ 9 医 師 の 証 明	傷病又は障害の種類
	傷病の経過及び治療方法の概要
	傷病又は障害の現状
	今後の見込み
	上記のとおりであると認めます。 年 月 日 所在地 病院又は診療所の名称 医師氏名

様式第23〔46告1―第14条〕

遺 族 の 現 状 報 告 書

三重県警察本部長 様 下記のとおりに遺族の現状を報告します。				報告年月日	年 月 日		
				(報告者) 住 所 氏 名 年金証書の番号 第 号			
1 協力援助者の氏名 (年 月 日死亡)							
2 遺族給付年金受給資格者	氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	障 害の有無	報告者と生計を同じくしている事実の有無	
					有・無	有・無	
					有・無	有・無	
					有・無	有・無	
					有・無	有・無	
					有・無	有・無	
					有・無	有・無	
3 添付する書類その他の資料名							

- (注) 1 2の欄の障害とは、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態をいう。
- 2 2の欄の有無いずれかを○で囲むこと。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、鈴鹿市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 2 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
鈴鹿都市計画公園
2・2・43 号町田公園
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 2 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 2 月 1 日	伊勢市小俣町湯田 323 ほか 3 筆ほか	松阪市湊町 236 株式会社富士土地 代表取締役 林 弘 高
令和 5 年 2 月 6 日	員弁郡東員町大字六把野新田字大田 122	四日市市ときわ 1 丁目 7-14 大和ハウス工業株式会社三重支社 代表取締役 鈴 木 康 夫

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 5 年 2 月 17 日

三 重 県 警 察 本 部 長 難 波 正 樹

- 1 特 定 役 務 の 名 称 尾鷲警察署仮設庁舎賃貸借
- 2 担 当 部 局 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課調達係
- 3 落 札 者 決 定 日 令和 4 年 12 月 7 日
- 4 落 札 者 愛知県名古屋市中区城西四丁目 22 番 8 号
オリエンハウス株式会社名古屋支店 支店長 平田 範満
- 5 落 札 金 額 入札価格 123,060,000 円
契約金額 135,366,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和 4 年 10 月 21 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
